

「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しについて

資料 2

1 第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画について

（1）基本計画の概要

○ 策定根拠

「**みやぎ食と農の県民条例**」で掲げる**基本理念**の実現のために定める本県の食と農業・農村の振興に関する概ね10年間を期間とする基本的な計画

○ 計画期間 令和3年度から令和12年度までの10年間

（2）基本計画で目指す将来の姿

【キャッチフレーズ】

共創力強化

～多様な人材が豊かな未来をつくる みやぎの食と農～

I 食の将来像

海・山・大地の豊かな恵みと東北の大消費地仙台を抱える強みを生かし、消費者と生産者の相互理解を深めながら、食品産業等との連携を強化し、食のバリューチェーンをつなぎます。これにより、「**食材王国みやぎ**」を**全国に浸透させ、時代のニーズに対応した「豊かなみやぎの食」をつくり**ます。

II 農業の将来像

全国トップクラスの大区画水田整備率や園芸栽培に適した気候や立地条件を生かし、アグリテックによる労働生産性の高い水田農業や畜産経営を展開するとともに、食品産業と連携しながら園芸の生産を拡大します。これにより、**みやぎの農業を地域経済を支える産業として発展**させます。

条例に掲げる基本理念

- 1 安全で安心な食料の安定供給
- 2 農業の持続的発展
- 3 農村の総合的な振興

[計画の変遷]

第1期基本計画（平成13年度～平成22年度）

↓新たなみやぎの食と農へのチャレンジ

第2期基本計画（平成23年度～令和2年度）

↓農業を若者があこがれる魅力ある産業に！

第3期基本計画（令和3年度～令和12年度）

III 農村の将来像

都市と農村の距離が近く、美しい風土や地域資源が豊富にある強みを生かし、郷土愛のある地域人材が外部人材との協働により、多彩な“なりわい”を創出します。また、農村において人口減少や高齢化に対応しながら魅力ある地域を維持していくため、デジタルトランスフォーメーションの推進や防災機能を強化します。これにより、**関係人口や移住希望者に選ばれる持続可能な農村をつくり**ます。

（3）将来像の実現に向けた施策の推進方向

I 時代のニーズに対応した県産食品の安定供給（豊かな食）

- 施策1 県民による豊かなみやぎの食と農への理解と地産地消の促進
施策2 生活様式の変化に対応する県産食品の販売力強化
施策3 県民への安全・安心な食料の安定供給

II 次代の人材育成と革新技术の活用による戦略的な農業の展開（儲ける農業）

- 施策4 みやぎの農業を支える多様な人材の確保・育成
施策5 先進技術等を活用した農業生産の効率化と高度化
施策6 基盤整備と集積・集約化による農地利用の高度化
施策7 先進的大規模拠点を核とした園芸産地の確立
施策8 水田フル活用による需要に応じた作物生産の振興
施策9 生産基盤の拡大による畜産の競争力強化

III ひと・もの・ちえを総動員した持続可能な農村の構築（活力ある農村）

- 施策10 関係人口と共に創る活力ある農村
施策11 地域資源を活用した多様ななりわいの創出
施策12 環境と調和した持続可能な農業・農村づくり
施策13 農業・農村の強靱化による地域防災力の強化

2 計画の見直しについて

第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画は、令和7年度に必要な応じて計画の内容を見直すこととしています。

見直しに当たっては、社会情勢の変化や計画の進捗状況のほか、「みやぎ食と農の県民条例」（平成12年制定）が20年以上の時を経て令和7年3月に改正されたことから、その改正内容も踏まえて行うものとします。